

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
介護保険法(平成9年法律第123号)第69条第1項	保険料滞納の場合の保険給付の額の減額	介護保険課

介護保険法(平成9年法律第123号)第69条第1項に基づき、介護給付費等の額の減額、又は支給を行わないことができるものとする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。